

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

令和8年3月19日

国立研究開発法人森林研究・整備機構

当機構は、職員一人一人が能力を発揮できる職場づくりを目的に、以下の目標と取組を実施する。

1. 計画期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
2. 計画内容

目標1：行動計画期間中の採用者に占める女性割合を研究職30%以上、一般職37%以上とする。

<取組内容>

令和8年度～ ホームページ等に職員の仕事や生活の事例を紹介する。

令和8年度～ 研究職、一般職ともに職場体験の機会を設ける。

令和8年度～ 育児・介護と両立しやすい柔軟な働き方の仕組みを応募者に周知する。

目標2：令和12年度末の管理職に占める女性割合を12%以上とする。

<取組内容>

令和8年度～ 登用状況の分析や意識調査等を通じてキャリア形成における課題を把握し、必要な取組を検討及び実施する。

令和8年度～ キャリア研修を実施する。

目標3：行動計画期間中の男性職員の2週間以上の育児休業取得率を80%以上とする。（次世代育成支援対策推進法関連目標）

<取組内容>

対象となる女性職員全員が育児休業を取得できる職場環境を維持するため、また男性職員も育児休業を取得しやすい職場風土を醸成するため

令和8年度～ 育児と仕事の両立のための制度や働き方の選択肢についての情報を継続して提供する。

令和 8 年度～ 育児休業の意義と魅力がわかるよう育児休業取得例や体験談の共有を行う。

令和 8 年度～ 男女にかかわらず育児休業者が所属する職場の対応状況をアンケートによる意識調査等を通じて把握、課題を分析し、職場がスムーズに育児休業に対応するための取組を検討及び実施する。

目標 4 行動計画期間中の常勤職員（短時間勤務職員は除く）の所定時間外労働を月平均 15 時間未満とする。（女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法関連目標）

<取組内容>

令和 8 年度～ 所定時間外勤務の縮減のため定時退所の呼びかけを継続して行う。

令和 8 年度～ 事務業務の見直しを通じて、業務の効率化を図る。